

特定非営利活動法人紡ぐんま定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人紡ぐんまと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県渋川市北橘町小室87番地6に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、高齢者に対する安否確認、見守り、日常生活や土地管理の相談、支援に関する事業、農家との連携による困窮支援、新規就農支援に関する事業等を行い、地域社会の福祉の増進と安心安全で豊かなまちづくりの推進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 主に高齢者に対する安否確認及び見守り支援に関する事業
- (2) 主に高齢者に対する土地管理や日常生活等の相談、支援に関する事業
- (3) 農家との連携による困窮支援に関する事業
- (4) 新規就農の促進支援に関する事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項、及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、以下の法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
 - (3) 特定非営利活動の種類(20分野)及び特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴う場合のみ。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
 - (9) 定款の変更にに関する事項
- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	津金 悠
副理事長	大嶋 光凌
副理事長	入澤 優希
監事	栗原 渉
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 3 0 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	2,000 円
	正会員（団体）	3,500 円
	賛助会員（個人）	1,000 円
	賛助会員（団体）	1,500 円
(2) 年会費	正会員（個人）	3,000 円
	正会員（団体）	5,000 円
	賛助会員（個人）	1,000 円
	賛助会員（団体）	3,000 円

附 則

- 1 この定款は、令和 年 月 日一部変更（第 3, 4, 5 条関係）

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人紡ぐんま

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きや事業実施に向けた体制の整備を行いつつ、特に高齢者世帯に対して、安否確認及び見守り支援に関する事業、日常生活や土地管理の相談、支援に関する事業等を行い、地域社会の福祉の増進と安心安全に暮らせるまちづくりの推進を図り、もって公益に寄与するために、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
主に高齢者に対する安否確認及び見守り支援に関する事業	安心安全な地域づくりを目的とした防犯パトロールを実施するとともに、特に独居高齢者を中心に継続的な安否確認及び見守りを実施。	月4回	群馬県渋川市その他周辺地域	3人	群馬県渋川市その他周辺地域の一般市民その他その地域の高齢者とその親族 2万人 内 安否確認サポート利用者 100人
主に高齢者に対する土地管理や日常生活等の相談、支援に関する事業	主に高齢者宅への訪問、買い物、家事、外出の付き添いなど日常生活上の困り事の手助けを実施。	週2～4回	群馬県渋川市その他周辺地域	5人	群馬県渋川市その他周辺地域の高齢者とその親族
	高齢世帯に対する土地管理のサポートとして草刈り、伐採を実施。	年2～5回			100人

農家との連携 による困窮支 援に関する事 業	実施なし	—	—	—	—
新規就農の促 進支援に関す る事業	実施なし	—	—	—	—

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人紡ぐんま

1 事業実施の方針

令和8年度は、広報活動を積極的に行い、安否確認、見守り、日常生活や土地管理の相談、支援に関する事業、農家との連携による困窮支援、新規就農支援に関する事業等を行い、地域社会の福祉の増進と安心安全で豊かなまちづくりの推進を図り、もって公益に寄与するために、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
主に高齢者に対する安否確認及び見守り支援に関する事業	安心安全な地域づくりを目的とした防犯パトロールを実施するとともに、特に独居高齢者を中心に継続的な安否確認及び見守りを実施。	月4回	群馬県渋川市その他周辺地域	3人	群馬県渋川市その他周辺地域の一般市民その他その地域の高齢者とその親族 2万人 内 安否確認サポート利用者 100人
主に高齢者に対する土地管理や日常生活等の相談、支援に関する事業	主に高齢者宅への訪問、買い物、家事、外出の付き添いなど日常生活上の困り事の手助けを実施。	週2～4回	群馬県渋川市その他周辺地域	5人	群馬県渋川市その他周辺地域の高齢者とその親族
	高齢世帯に対する土地管理のサポートとして草刈り、伐採を実施。	年2～5回			100人

農家との連携による困窮支援に関する事業	農家の方から規格外となってしまった青果物を回収し、それらを児童養護施設や子ども食堂等の慈善団体に無償提供するほか、地域コミュニティイベントにて低額な料金にて加工、調理したものを提供 キッチンカー等の移動販売を計画・準備	月1回 ～2回	群馬県渋川市その他周辺地域	3人	一般市民 30人～ 40人／回
新規就農の促進支援に関する事業	興味があるが何から始めればいいのかわからない新規就農希望者向けにSNS等を利用して情報提供、農家や生産法人を紹介	随時	群馬県渋川市その他周辺地域	3人	一般市民 10人～ 20人／年
	オンライン勉強会、交流会の開催	年2 ～3回	全国		

令和7年度の活動予算書の注記

特定非営利活動法人紡ぐんま

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

（単位：円）

科目	主に高齢者に対する安否確認及び見守り支援に関する事業	主に高齢者に対する土地管理や日常生活等の相談、支援に関する事業	農家との連携による困窮支援に関する事業	新規就農の促進支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	108,000	108,000
2. 事業収益	1,000,000	3,000,000	0	0	4,000,000	0	4,000,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	0	500,000	500,000
経常収益計	1,000,000	3,000,000	0	0	4,000,000	608,000	4,608,000
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	1,200,000	2,500,000	0	0	3,700,000	0	3,700,000
人件費計	1,200,000	2,500,000	0	0	3,700,000	0	3,700,000
(2) その他経費							
会議費	5,000	5,000	0	0	10,000	2,000	12,000
旅費交通費	40,000	200,000	0	0	240,000	5,000	245,000
通信費	10,000	10,000	0	0	20,000	50,000	70,000
広告宣伝費	3,000	3,000	0	0	6,000	0	6,000
地代家賃	0	0	0	0	0	300,000	300,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	50,000	50,000
支払手数料	0	0	0	0	0	20,000	20,000
消耗品費	10,000	100,000	0	0	110,000	10,000	120,000
その他経費計	68,000	318,000	0	0	386,000	437,000	823,000
経常費用計	1,268,000	2,818,000	0	0	4,086,000	437,000	4,523,000
当期経常増減額	-268,000	182,000	0	0	-86,000	171,000	85,000

令和8年度の活動予算書の注記

特定非営利活動法人紡ぐんま

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

（単位：円）

科目	主に高齢者に対する安否確認及び見守り支援に関する事業	主に高齢者に対する土地管理や日常生活等の相談、支援に関する事業	農家との連携による困窮支援に関する事業	新規就農の促進支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0			0	204,500	204,500
2. 事業収益	1,200,000	3,600,000	600,000	0	5,400,000	0	5,400,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	0	500,000	500,000
経常収益計	1,200,000	3,600,000	600,000	0	5,400,000	704,500	6,104,500
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	1,440,000	3,000,000	0	0	4,440,000	0	4,440,000
人件費計	1,440,000	3,000,000	0	0	4,440,000	0	4,440,000
(2) その他経費							
会議費	6,000	6,000	0	6,000	18,000	2,000	20,000
旅費交通費	48,000	240,000	0	0	288,000	6,000	294,000
通信費	12,000	12,000	0	12,000	36,000	60,000	96,000
広告宣伝費	3,000	3,000	24,000	3,000	33,000	0	33,000
地代家賃	0	0	0	0	0	360,000	360,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	60,000	60,000
リース料	0	0	36,000	0	36,000	0	36,000
保険料	0	0	12,000	0	12,000	0	12,000
食材費	0	0	360,000	0	360,000	0	360,000
支払手数料	0	0	0	0	0	24,000	24,000
消耗品費	12,000	120,000	120,000	0	252,000	12,000	264,000
その他経費計	81,000	381,000	552,000	21,000	1,035,000	524,000	1,559,000
経常費用計	1,521,000	3,381,000	552,000	21,000	5,475,000	524,000	5,999,000
当期経常増減額	-321,000	219,000	48,000	-21,000	-75,000	180,500	105,500